

# 高舟台自治会子ども会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は高舟台自治会子ども会（以下「子ども会」という。）とする。

(事務所の所在地)

第 2 条 子ども会の事務所は高舟台自治会館内に置く。

(会 員)

第 3 条 会員は高舟台自治会会則で述べる区域の小学生の子供、及びその保護者を以て構成する。

## 第 2 章 目 的

(目 的)

第 4 条 子ども会の目的は、次の通りとする。

- 1) 地域親睦と子どもの健全な育成をはかることを目的とする。
- 2) 六浦西地区子ども会連絡協議会（以下「協議会」という。）に参加し、同協議会の会則第 4 章の目的および事業に従う。

## 第 3 章 活 動

(活 動)

第 5 条 子ども会は、第 4 条の目的を達するために、別表 1 にあげる活動を行う。

## 第 4 章 活動代表者

(活動代表者)

第 6 条 子ども会に次の活動代表者を置く。

(1) 代表

- ・子ども会の代表は青少年部長が兼ねる。

(2) お手伝い係り

- ・お手伝い係りは子どもが 3 年生、4 年生時にこれを行う。

(3) 子どもリーダー

- ・子どもリーダーは 4 年生以上で複数人とし主に協議会の子ども文化祭への対応をおこなう。
- ・協議会の活動代表者等に任命された場合は、これに従う。

(活動代表者の任期)

第 7 条 活動代表者の任期は、次の通りとする。

- 1) 活動代表者の任期は選任された時より 2 年とし、再任は妨げない。
- 2) 活動代表者の欠員が生じた場合、及び新たな活動代表者が必要となった場合、代表が推薦し、自治会の理事会で承認を得て委託できるものとする。  
但し後任の活動代表者は前任者の残りの任期とします。
- 3) 子どもが複数人いる保護者の場合、1 回活動代表者に就任すれば 2 度目を引き受けなくてもかまわない。

## 第 5 章 会の経費

### (会の経費)

第 8 条 会の経費は次の通りとする。

- 1) 会の経費は、高舟台自治会の活動予算、臨時徴収会費、寄付金、その他の収入による。
- 2) 会費を臨時に徴収する場合は、青少年部長と活動代表者の承認を必要とする。
- 3) 協議会の会費は子ども会の予算より支払う。

### (会計年度)

第 9 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日とする。

### (会計報告)

第 10 条 会計は青少年部長が行う。

- 1) 青少年部長は、会の経費及びに金銭の収支を正確に記録管理し、活動の都度、高舟台自治会へ会計報告を行う。
- 2) 臨時に会費を徴収した場合は、高舟台自治会の会計とは別に行う。各行事等の会計はお手伝い係りが行い、青少年部長が監査する。

## 第 6 章 資産の管理・運営

### (資産の管理・運営)

第 11 条 子ども会が使用する資産は高舟台自治会で所有する資産とし、子ども会独自には資産を保有しない。  
運営は高舟台自治会と共同で行い、保管場所は高舟台自治会館内とする。

## 第 7 章 会則の改廃

### (会則の改廃)

第 12 条 会則は、理事会の決議を経て改廃することができる。

### 付 則

平成 27 年 4 月 1 日 策定  
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 29 年 5 月 1 日 一部改正